

令和6年7月10日

保護者の皆様

大津市立栗津中学校
校長 高田 和子

気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の措置の基準改定について

大津市教育委員会が策定する「市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準」の改定（Ⅳの1）に伴い、下記の通り変更しましたのでお知らせします。今までと同様に臨時休業を行う場合、原則、学校からの連絡はありません。校長の判断で措置を行う場合は、teturuでの配信、ホームページでお知らせします。

記

I 気象（暴風を含む警報、特別警報）

- 1 当日の**午前7時**の時点で、**県内に暴風を含む警報**又は**大津市南部に特別警報**が発表されている場合、その日は**臨時休業**とします。以降、警報が解除された場合も家庭学習とします。
- 2 当日の**午前7時以降**で、**登校中又は登校後**に確実に**暴風を含む警報**または**大津市南部地域に特別警報**が発表が見込めるときは、校長の判断により臨時休業とすることがあります。
- 3 当日の**午前7時を基準とする前後の時間帯**に、県内に暴風を含む警報または大津市南部に特別警報が発表されていない状態でも、以下のいずれかの状況が発生している場合は、校長の判断により、必要に応じ臨時休業又は始業時刻の繰り下げの措置を行うことがあります。
 - 大雨警報、洪水警報、大雪警報のいずれかが発表されている。
 - 土砂災害警戒情報が発表されている。
 - 避難情報が発表され、本校（体育館）に避難所が開設されている。
 - 生徒の登校に影響する範囲の公共交通機関（京阪電車等）が**運転を見合わせている**。
 - その他、大雨や大雪の影響により、生徒の安全確保が難しい場合

II 地震

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）の地震の発生により、大津市において**震度5弱以上**を観測した場合は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

III 武力攻撃事態等

前日の生徒の完全下校時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）に大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は**臨時休業**とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて、校長の判断により平常どおりの授業を行うことがあります。

IV 熱中症

- 1 **滋賀県に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」**が発表された場合、その翌日は**臨時休業**とする。また、翌日の中学校での部活動も**停止**とする。（土日祝日、夏季休業中）
- 2 大津市教育委員会からの「大津市立小中学校における熱中症対策ガイドライン（部活動における熱中症予防対策含む）」によるものとします。